

## 私はソーシャルワーカー

東京地方検察庁 社会復帰支援室 松友 了

### ■当事者としての始まり

私が福祉に関わったのは、この夏に44歳になる長男が、生後4か月目に難治のてんかん（點頭てんかん／ウエスト症候群）を発病し、医療対応の過誤も加わり、重度の知的障害を併せもったからです。すなわち、障害当事者（父親）として、クライアントの立場からでした。障害が明らかになった時、私たちは福祉（保育）の場からさえ排除されそうになり、私はわが子と家族を守るため、闘わなければならなくなりました。夫婦とも学生の身であり、収入も親の送金とアルバイトに頼る、区民税非課税所帯の一家でした。

卒業して東京都に福祉専門職として、障害福祉の現場に勤めましたが、1年しかもちまませんでした。その理由はいろいろありますが、「専門職」と「利用者」という立場の狭間の中で、現場に居続けることに耐えられなかったのです。今から考えると私も若かったし、結論を出すのが早かった感は否めません。しかし、社会学を専攻し「専門職 (Professional) 論」の薫陶を受けた者として、わが身の援助技術の未熟さは棚に上げ、倫理と理念の欠如し福祉の状況に苛立ちと焦りを禁じ得なかったのです。当時の障害の専門分野では、当事者は、障害と困難を克服するための厚生訓練や同情と保護の対象でしかありませんでした。

### ■ソーシャルワーカーとの出会い

医療費の支払いに窮した時、助けてくれたのは友人であり、保育園の父母・職員であり、受診中の国立小児病院（当時）の医療ソーシャルワーカー（MSW）でした。友や知人は具体的に金銭的な援助（「カンパ」です！）をしてくれ、MSWは生活保護の受給を提案しました。夫婦とも学生のため受給は叶いませんでしたが、初めて主訴に応じた専門職に出会った感があります。ソーシャルワーカーへの期待と信頼は、その時に芽生えたのです。

都の職員を辞した直後に、「てんかん運動 (Epilepsy Movement)」に出会いました。日本てんかん協会の前身の一つである「親の会」の創設に参加したのです。誇り高い父親を中心としたこの運動は、発足時から国際組織（国際てんかん協会／International Bureau for Epilepsy/IBE）の日本支部を目指すものでした。後に私自身が副会長を務めることになるIBEは、本部がロンドンにあり事務局長はソーシャルワーカーでした。世界の「てんかん運動」は、各国ともソーシャルワーカーが中心であり（まさに、Social Actionですね）、当事者（本人・親）を中心とした日本の運動は当時としては珍しく、例外的なものでした。

20年を超す常勤役員（常務理事）は、親としての立場の関わりでしたが、運動・組織の運営と議会・行政への要請行動、個人のニーズへの対応は、ソーシャルワーカーの認識と技能で対応したつもりです。福祉の専門教育は受けていませんが、日本医療社会事業協会や当会に入会させていただき、日々の実践と共に知識の獲得と理論の構築を行ったつもりです。てんかん協会は、立場を制限しませんでしたので、会員の2割は医師や専門職で占められていました。この会での「利用者」と「専門職」の板挟みは、いい意味で私を成長させ、双方の立場の存在価値と理念を高め、統合して行ったと理解しています。

### ■社会福祉士の国家資格の取得

東京都の福祉職員になった時から、私は福祉の専門職に国家資格がないことに疑問を覚

え、その必要性を訴えました。しかし、どういう訳か現場においても大勢は否定的であり、「福祉は心である」時代が続きました。欧米のソーシャルワーカーは、強い倫理 (ethics) と理念 (principle) に加え、高い技能 (skill) と資格 (title) を有している事実を知る者として、資格制度への無理解と無欲さ (?) に驚きを禁じ得ませんでした。その思いは、てんかん協会の後、全日本手をつなぐ育成会の常務理事になってからも続きました。

そのため、社会福祉士の国家資格制度が浮上してきた時、私は障害者運動の立場からその実現にささやかに関わって来ました。また、母校 (早大) に養成課程が設置されて以来、非常勤講師として講義 (障害者福祉論、権利擁護と成年後見制度) を持たせていただいています。いうなれば、運転免許を持たない人間が、自動車教習所の教官をやるようなもので、学生の評価は「授業は面白いが、受験には役立たない」という正当なものです。それでも、卒業生の何人かの者とは、現在も「役に立つソーシャルワーク実践」を一緒に続けることができます。それは、私が現在は、社会福祉士の資格で動いているからです。

育成会の常務理事を辞してから、(福)南高愛隣会の東京事業本部長として、「罪を犯した知的障害者の社会復帰」の活動に関わりました。そのため、法務省関係の人とお付き合いする機会が多くなり、守秘義務に対しての立場を明確にする必要を感じました。そこで、社会福祉士の国家資格をめざしたのです。還暦を越えた身で受験資格取得の通信教育を受け、新カリキュラムの試験に挑戦することは、厳しいながらも予想外に楽しい日々でした。そして、資格取得が関西福祉大学の客員教授 (司法福祉論) への道を開いてくれました。

#### ■東京地検の社会福祉アドバイザーとして

資格を獲得し、(社)日本社会福祉士会に所属しました。先輩方の後ろをオロオロ付いて行き、司法福祉の勉強会や東日本大震災の支援活動に関わってきました。そして、「誰も引き受け手がいない」という理由で、ホームレス委員会の委員長を2年務めました。すべては当然ながら、専門職ボランティアとしての関わりです。それらの経験が、さまざまな面で本当に役立ちました。障害福祉しか経験がなかった私は、本の上だけでなく臨床の場で、とくに生活困窮者/低所得者の問題について学ぶことができました。

そのような時、東京地方検察庁より社会福祉士の募集があり、思いがけず合格することができました。東京都地域定着支援センター (所長候補) も受託できず、府中刑務所の社会福祉士の合格も叶わなかったため、今回の採用は文字通り三度目の正直でした。昨年1月21日より、「社会復帰支援室」に<社会福祉アドバイザー>として、週3日勤務の非常勤職員として勤めています。検察庁に社会福祉士が入ることに人は驚き、ましてやそれが「よりによって松友か!？」と私を知る人の多くはのけ反っています。伯父が長崎地検の副検事でしたので、私は検察庁に違和感はないのですが、人にはそう見えないようです。

微罪で逮捕され送検されてきた人で、知的障害や高齢等の個人的な弱さや貧困等の社会的背景がある人を、福祉等の社会的な支援によって支え、再犯を防ぐというのがこの事業の目的です。時間的制約やフォローアップの困難さ等、種々の限界がありますが、まさに福祉の最前線である感があります。福祉制度の存在さえ知らない人が、罪を犯したことで初めて福祉に出会うのです。自分のこれまでの実践を、苦い思いで振り返らざるを得ません。今日まで当事者として多くの人に支えられたことに感謝し、ささやかにお返しできることを喜び、非力ながら「Do for Others」の気持ちで働けることを嬉しく思います。